

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	芳賀地区 (勝沢、小神明、端気、五代、鳥取、小坂子、嶺、金丸、金丸就農)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月13日 令和6年12月5日 (第1回) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計161.5ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計38.1haとなっているため、新たな担い手の確保が必要である。
・耕作者の8割以上が60歳以上で高齢化が進んでおり、後継者が不足している。
・段差や傾斜、狭小農地が多いことに加え、市外地権者が多いため、農地集積が進まず、耕作放棄地が増加している。
・地区内に集落営農法人がなく、これまで多くの農地を管理してきた酪農家の高齢化により、管理ができない農地が増えている。
・集落が混在しているため、環境問題等で周辺住民との共存が難しい状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内に集落営農法人がなく、立ち上げについて引き続き研究を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	740.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	692.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構や各種補助制度の活用及び啓蒙活動を行い、農地の基盤整備及び集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
前橋市農地利用最適化推進委員会を中心に、農地の貸し手が安心できる施策があることを周知する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規参入者や周辺地区の農業を担う者、市外農業者といった新たな担い手の受け入れを促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Empty space for writing selected measures
